

欧州特許庁と中国国家知識産権局、協力特許分類の使用に合意

2013年6月4日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁 (EPO) は、6月4日、EPO と中国国家知識産権局 (SIPO) とが、特許分類の分野での協力を強化するための覚書 (Memorandum of Understanding: MoU) に署名し、「協力特許分類 (CPC: Cooperative Patent Classification)」を使用することに合意した旨、自身のウェブサイトで公表した。

この覚書の条項によれば、2014年1月時点で、SIPO は、新規に SIPO が公開するいくつかの選定された技術分野の特許出願¹について、EPO による特別研修を受けた後に、CPC の付与を開始するとともに、2016年1月からはすべての技術分野の特許出願²について CPC に基づいて分類を付与できるよう努力することとされており、これに伴う分類データは EPO に共有されると、本プレスリリースは報じている。

本プレスリリースは、CPC は、世界で最も洗練された特許文献の分類システムであって、25万の細展開を含んでおり、EPO と USPTO との間で本年1月1日から発効しているところ、EPO が従前使用していた ECLA システムをベースとするものであると説明している。

本プレスリリースによれば、バティステリ EPO 長官は、「SIPO が国際特許分類 (IPC) と並行して CPC を内部分類スキームとして導入することによって、中国の特許文献へのアクセスが劇的に改善される。分類記号の使用は、残存する言語障壁を打破するための努力の助けとなる。これは、我々の特許制度の調和に関する素晴らしい成果であり、CPC を世界中の多くの特許庁にとって利用可能な世界システム (a global system) として認めるものである」とコメントしている。

また、本プレスリリースは、田 SIPO 局長が「SIPO における CPC の導入は、両庁間での協力を推進するための偉大なもう一つの成果である。中国の特許出願³数は、2011年・2012年と2年続けて世界一を記録した。さらに、2012年7月、中国特許文献は正式に PCT 最小限資料にもなった。中国特許文献について CPC を付与することは、それらの文献を世界中の様々な特許庁の審査官が検索する際の効率を疑いなく改善するものであり、それらの文献が世界のユーザーにより良く貢献することにも資するものである」と発言したとも報じている。

CPC は既に 45 を超える世界の特許庁における特許付与プロセスにおいて効率的な先行技術調査を行う手段として利用されており、SIPO が発行した関連する特許文献を取得する能

¹ 原文は「invention patent applications」。実用新案と区別するための表現であると推測される。

² 同上。

³ 同上。

力は、将来、大いに強化されるであろうと、本プレスリリースは結んでいる。

EPO と SIPO とは、昨年 12 月にブリュッセルで開催された両庁間の年次会合において、SIPO 審査官による CPC の中国特許文献への付与に関して EPO が実施する特別研修を含む 2013 年の年次作業計画に署名していた。

— EPO による本プレスリリースは、以下参照 —

[Europe and China agree to use same patent classification system \(CPC\)](#)

— EPO・SIPO 間での 2013 年の年次作業計画に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州特許庁と中国国家知識産権局、2013 年の年次作業計画に署名 \(2012 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)

— SIPO 審査官の ECLA 分類付与についての EPO の協力に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州特許庁、中国国家知識産権局と更なる協力に関する作業プログラムに合意 \(2011 年 12 月 2 日\) \(PDF\)](#)

(以上)